

上田市景観条例改正及び新たな景観施策全般に対するパブリックコメント実施結果

1 意見募集の概要

(1) 実施目的

景観条例の改正及び景観計画の策定手続における住民参加の機会の拡大、情報公開及び理由の開示等を積極的に推進するため。

(2) 募集期間

平成24年10月3日（水）から10月17日（水）まで

(3) 景観条例の改正の概要及び景観計画素案の公表方法

ア 都市計画課、各地域自治センターでの閲覧

イ 上田市ホームページへの掲載

ウ 希望者への概要版の配布

(4) 意見提出方法

ア 郵送

イ FAX

ウ 電子メール

エ 都市計画課窓口へ直接提出

(5) 周知方法

広報うえだ10月1日号、上田市ホームページ、報道機関への記事掲載依頼

2 意見集計結果

(1) 意見提出者 5名

(2) 提出方法別人数

郵送	F A X	電子メール	窓口	計
1	0	3	1	5

条例改正の概要及び新たな景観施策全般に対する意見の要旨及び市の考え方

1. 景観形成方針

意見の要旨	市の考え方
<p>景観計画案に、千曲川の景観、主要地方道上田丸子線からの良好な眺望、新幹線からの眺望等とあるが、今上田市で計画しているごみ焼却施設はそういった趣旨に反しないか。市の建造物も条例で規制すべきである。 (※資源循環型施設は上田地域広域連合が整備します。)</p>	<p>公共施設等については、景観計画の「公共施設等における景観形成について」で示した方針に基づいて、公共施設の工事担当者や管理者と連携しながら地域の景観デザインの模範となるよう、良質で秩序ある公共施設を目指します。</p> <p>また、国の機関や地方公共団体が、景観計画で規定する届出を要する行為を行おうとするときは、あらかじめ景観行政団体の長（市長）に対して通知することとされており、市は、景観計画に定められた当該行為についての基準に適合するよう国の機関や地方公共団体に協議を求めることができます。</p>

2. 景観形成基準

意見の要旨	市の考え方
<p>上田城跡公園南側の通称「尼ヶ淵」について、建築物の高さ制限を12mとする案に対して、地権者として反対する。市の説明によると住民の意見を踏まえてとあるが、それは一部の住民の声であり祝町地区全体の声ではない。</p> <p>また、12mという制限は、新幹線からの上田城の展望を理由としているが、新幹線からの展望は観光の振興と関係がなく、新幹線の高さを基準とした根拠が理解できない。</p> <p>12mという高さ制限は、地権者の権利侵害であり、高さ制限は他の工業系地区と同じ20mとすべきである。</p>	<p>尼ヶ淵地区については、都市計画法による用途地域の区分で準工業地域に指定されており、当初は他の工業系地域と同様に20mという建築物の高さ制限を予定していました。その後、関係自治会等から、上田城跡を活かした尼ヶ淵周辺の景観づくりのために、より低い高さ基準を要望する声が上がったことを契機に、尼ヶ淵の景観形成のための高さの基準について市として検討し、その後地元説明会等の開催、また、該当する地域に土地や建物を所有している方を対象に戸別訪問とアンケートを行うなど、より多くの皆様の意向の把握に努め、慎重に検討を進めてまいりました。該当エリアの対象者に聞いたところ、回答者のうち賛成は約7割ありました。</p> <p>建築物の高さ制限の基準と範囲については、土地の所有者等からいただいた意見を踏まえ、新幹線からの上田城跡の櫓への展望とあわせて、上田城跡から南方を見渡す眺望景観にも配慮し、設定しています。</p> <p>また、景観の保全とともに、経済活動にも配慮し、既存建築物の現況等を含めて総合的に勘案した上で、今回お示しした高さ制限としました。</p>

3. 景観施策全般について

意見の要旨	市の考え方
<p>高層マンションの乱立について非常に憂慮している。古く趣のある建物が壊され、まちに不釣り合いなほど大きな建物が建ち、市の中心部から周辺の山への眺望が遮られ、街に温かみを感じられなくなってしまった。</p> <p>また、宅地開発により、無個性な住宅が立ち並ぶまちなみになってしまっているところもある。</p> <p>街の路地に入ると、古い土蔵やなまこ壁が不意に現れたりするのが上田のすてきなところだと思っていたが、残念である。</p> <p>観光客がもう一度来たいと思えるような、もっと落ち着いた上田らしさが感じられる町になってほしい。</p>	<p>建築物については、指定容積率や既存の建築物の高さ、他自治体の状況、付近の景観への影響等を総合的に勘案した上で、景観計画において高さの最高限度の基準を定めました。また、特に上田駅や上田城跡公園を中心とする古くからの市街地を「旧城下町」地域として区分し、景観形成方針では、城下町や蚕都の雰囲気を残す歴史的、文化的背景に配慮しながら、賑わいと活気、親しみや安らぎが感じられる景観形成に努めるものとしています。</p>
<p>農作業は、田畑の手入れなどを通じて、自然環境を保全し、美しい風景を生み出している。一般の市民にとっては、自然遺産に指定されるような自然よりも、居住地の周辺にあるありふれた自然の方が重要であり、そのような身近な自然とそれを維持してきた農業を将来まで保全するように、意識的に取り組んでいかなければならない。</p>	<p>景観まちづくりのための貴重なご意見として承ります。農政側とも連携を図ってまいります。</p>
<p>田畑の風景は、季節の移り変わりや時々の農作業によって、表情を変え、見る者に様々な印象を与えてくれる。農作業は自然の風景が形成される上で大切な役割を担っており、その意義は金銭的な価値に換算できない。畔の草刈り等の田畑の維持管理作業に対して、例えば自治体が「環境支払い」として対価を支払うというような対策をとって、将来に残していかなければならない。</p>	

4. 条例改正の概要及び新たな景観施策全般に対する意見募集とは直接関係しないと思われるご意見

・2件